

定期性預金共通規定

1. 定期性預金共通規定

定期性預金共通規定は、以下の預金（以下「この預金」と言います。）に共通して適用します。

- (1) 期日指定定期預金
- (2) 自由金利型定期預金（M型）
- (3) 自由金利型定期預金
- (4) 変動金利定期預金
- (5) 積立定期預金
- (6) 自動おまとめ定期預金「まとまるくん」

2. 反社会的勢力との取引拒絶

この預金口座は、第14条第4項第1号から第3号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第14条第4項第1号から第3号のいずれか一つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

3. 預入れ形態

本定期預金規定書に記載の各定期預金の預入形態は、証書式または通帳式とします。

4. 証券類の受入れ

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が、不渡りとなったときは、預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書式の場合は証書と引換えに、通帳式の場合は当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

5. 預金の満期前解約、書替継続

- (1) 債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたときは、この預金は満期日前に解約できません。
- (2) この預金を解約（一部解約を含みます）または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書・書替継続申込書（以下「払戻請求書」といいます）に届出の印章により記名押印して、この証書（通帳）とともに当行本支店に提出してください。但し、元本に利息を加えて書替継続する時、および利息を本人口座へ入金し元金を書替継続するときは、払戻請求書がなくても取扱います。
- (3) 第2項の解約または書替継続の手続きに加え、当該預金の解約または書替継続の手続きを行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めことがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続の手続きをおこないません。

6. 届出事項の変更、証書（または通帳）の再発行等

- (1) 証書（または通帳）や印章を失ったとき、または、印章、氏名（または名称）、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当行に届け出してください。
- (2) 第1項の印章、氏名（または名称）、住所その他の届出事項の変更の届出前に、届出を行わなかつたことにより生じた損害については、当行の過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) 証書（または通帳）または印章を失った場合この預金の元利金の支払または証書（または通帳）の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求

めることができます。

- (4) 届出のあった氏名（または名称）、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到着すべき時に到着したものとみなします。
- (5) 証書（または通帳）の再発行にあたっては、当行所定の再発行手数料をご負担いただきます。
- (6) 預金口座の開設等の際には、当行は、法令で定める税務上の居住地国や本人確認等の確認を行います。この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届け出ください。

7. 印鑑照合

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めたほか、払戻請求者が預金払戻しまたは諸届出の権限を有しないと判断される特段の事情がないと当行が過失なく判断して行った払戻しまたは諸届は有効とします。届出印による押印がない場合においても、払戻請求書、諸届その他の書類が、預金者本人によって作成されたことを本人確認書類の提示を受けることにより、相当の注意をもって確認し、預金者本人による請求または届出に相違ないと認めて取扱いをしたときは、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があつてもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

なお、個人の預金者は、盗取された証書（または通帳）を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、第8条により補てんを請求することができます。

8. 盗難通帳および証書による払戻等（個人の場合に限る）

- (1) 盗取された証書（または通帳）（以下、本条において「盗取された通帳等」という。）を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻」という。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻の額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができる。
 - ① 通帳等の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること。
 - ② 当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること。
 - ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること。
- (2) 第1項の請求がなされた場合、当該払戻が預金者の故意による場合を除き、当行は、当行への通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を第7条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、この通帳等が盗取された日（通帳等が盗取されたことが明らかでないときは、盗取された通帳等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。
 - ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失である、かつ、次のいずれかに該当

すること。

A. 当該払戻が預金者の重大な過失により行われたこと。

B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと。

C. 預金者が、被害状況について当行に対する説明において、重大な事項について偽りの説明を行ったこと。

② 通帳等の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して行われたこと。

(5) 当行が当該預金について預金者に払戻を行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(6) 当行が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。

(7) 当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳等により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

9. 譲渡、質入れの禁止

(1) この預金および証書（または通帳）は、譲渡または質入れすることはできません。

(2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

10. 預金保険制度の対象について

この預金は預金保険の対象商品です。同保険の範囲内で保護されます。

11. 保険事故発生時における預金者からの相殺

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法に定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人になっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 第1項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し預金証書（または通帳）とともに直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅延なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息計算については、その期間を相殺通知が当行に到着した日の前日までとして、

利息は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。

また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときは、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

1.2. 成年後見人等の届出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届け出てください。また、預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当行に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届け出てください。
- (3) すでに、補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、第2項と同様に当行に届け出てください。
- (4) 第1項から第3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当行に届け出てください。
- (5) 第1項から4項の届出の前に、当行が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行った払戻しは、有効な払戻しとします。

1.3. 取引の制限等

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (2) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、振込、払戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (3) 3年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の全部または一部を制限することができます。
- (4) 第1項から第3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

1.4. 解約等

- (1) この預金口座を解約する場合には、証書（または通帳）と届出印鑑を持参のうえ、当店、または当店以外の当行本支店にお申出下さい。

- (2) 第1項の解約手続に加え、当該預金口座の解約手続を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約手続を行いません。
- (3) 次の第1号から第8号のいずれか一つにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第9条第1項に違反した場合
 - ③ 当行が法令による本人確認等を行うにあたり確認した事項および第13条第1項もしくは第2項に定める顧客情報等に関する各種確認や提出された資料について、偽りがあることが明らかになった場合
 - ④ この預金がマネー・ローンダーリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ⑤ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ⑥ 住所変更の届出を怠るなどにより、当行において預金者等の所在が明らかでなくなったとき
 - ⑦ 第13条第1項から第3項までに定める取引の制限等が1年以上にわたって解消されない場合
 - ⑧ 第1号から第7号の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じない場合
- (4) 第3項のほか、次の第1号から第3号のいずれか一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、この解約によって預金者等に生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。
 - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という）に該当すること、または次のAからEのいずれか一つにでも該当することが判明した場合。
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもつてするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のAからEのいずれか一つにでも該当する行為をした場合。
 - A. 暴力的な要求行為

- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いたり威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他AからDに準ずる行為

- (5) この預金が、当行が別途表示する一定の期間、預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (6) 第3項から第5項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、証書（または通帳）を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

15. 規定の変更

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更するものとします。
- (2) 第1項によるこの規定の変更を行う場合、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットその他の相当の方法により、周知します。
- (3) 第1項および第2項による変更は、周知の際に定める効力発生時期から適用されるものとします。

16. 休眠預金等活用法等に関する規定

(1) 休眠預金等活用法にかかる異動事由

当行は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等にかかる資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取扱います。

- ① 引出し、預入れその他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払にかかるものを除きます。）
- ② 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）
- ③ 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本号において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）

- A. 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - B. 預金者が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- ④ 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳（記帳すべき取引がなかった場合を除きます。）もしくは繰越があったこと
 - ⑤ 通帳式定期預金の場合、同一通帳内の各預入について、前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと。

(2) 休眠預金等活用法にかかる最終異動日等

- ① この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
- A. 第1項に掲げる異動が最後にあった日

B. 将来における預金にかかる債権の行使が期待される日として次号で定めるものについては、預金にかかる債権の行使が期待される日として次号において定める日

C. 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいづれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。

D. この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

② 前号B.において、将来における預金にかかる債権の行使が期待される事由とは、次のA.からE.に掲げる事由のみをいうものとし、預金にかかる債権の行使が期待される日とは、次のA.からE.に掲げる事由に応じ、当該のA.からE.に定める日とします。

A. 預入期間、計算期間または償還期間の末日(自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日もしくは異動があった場合は取引日)

B. 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと 当該支払停止が解除された日

C. この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含む)の対象となった場合こと 当該手続きが終了した日

D. 法令、または契約にもとづく振込みの受入れ、口座振替(投資信託取引ならびに勤労者財産形成預金にかかる口座振替を除きます。)その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと(ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限ります。) 当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日

E. 通帳式定期預金の場合、同一通帳内の各預入について、前A.からD.に掲げる事由が生じたこと 他の預金にかかる最終異動日

(3) 複数の預金を組み合わせた商品の取引にかかる預金の最終異動日等

この取引における預金のいづれかに将来における債権の行使が期待される事由(第2項第2号において定める事由をいいます。)が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。

(4) 休眠預金等代替金に関するお取り扱い

① この預金について長期間お取引が無い場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金にかかる債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金代替金債権を有することになります。

② 前号の場合、預金者等は、当行を通してこの預金にかかる休眠預金代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金代替金債権の支払を受けることができます。

③ 預金者等は、第1号の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、預金者は、休眠預金等活用法第7条第2項による申し出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。

A. この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当行からの入金があって法令または契約に定める義務にもとづくもの(利子の支払にかかるものを除きます。)が生じたこと

B. この預金について、手形または小切手の呈示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと(当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。)

C. この預金にかかる休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)が行われたこと

D. この預金にかかる休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと

④ 当行は、次のA. からC. に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者に代わって前号による休眠預金代替金の支払を請求することを約します。

A. 当行がこの預金にかかる休眠預金代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること

B. この預金について、前号B. に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金代替金の支払を請求すること

C. 前号にもとづく取扱いを行う場合には、預金者が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

(5) 通知

この預金について、第2項に掲げる最終異動日等から9年以上経過した場合、届出住所宛てにご連絡させていただきます。

*お届けのご住所が変わられました場合、必ず当行へ届出てください。

(6) 規定の変更

① この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更するものとします。

② 第1号によるこの規定の変更を行う場合、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットその他の相当の方法により、周知します。

③ 第1号および第2号による変更は、周知の際に定める効力発生時期から適用されるものとします。

以上

(2021年3月22日現在)